

平成 28 年 5 月 10 日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業**  
**「土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務」の**  
**評価について**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

**I 事業の概要等**

事 項	内 容
事業概要	土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務
実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
受託事業者	凸版印刷株式会社
契約金額（税抜）	161,556,690 円（単年度当たり：53,852,230 円）
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝3 者／予定価内＝2 者）

**II 評価**

**1 評価方法について**

環境省から提出された平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

**2 対象公共サービスの実施内容に関する評価**

事 項	内 容				
確保されるべき 質の確保状況	<p>以下のとおり、適切に履行されている</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">確保されるべき水準（一例）</th> <th style="text-align: center;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           1. 試験問題素材作成会等運營業務            ・試験問題素材作成会、試験問題検討会、            試験問題決定会及び合格者基準等検討会            において使用した資料については、確実に            秘密を保持できる方法により保管されて            いること。         </td> <td>           適            ・問題作成用と試験問題の原稿整理・            確認用に外部ネットワークとは遮断した            環境専用セキュリテイルームを設置。            作業データの外部流出を防止。入退場            に専用の IC カードを必要とし、監視カ            メラが 24 時間稼動監視。また、委託            業者が預かった原稿類は施錠が出来            るラックに保管。（26、27 年         </td> </tr> </tbody> </table>	確保されるべき水準（一例）	評価	1. 試験問題素材作成会等運營業務 ・試験問題素材作成会、試験問題検討会、 試験問題決定会及び合格者基準等検討会 において使用した資料については、確実に 秘密を保持できる方法により保管されて いること。	適 ・問題作成用と試験問題の原稿整理・ 確認用に外部ネットワークとは遮断した 環境専用セキュリテイルームを設置。 作業データの外部流出を防止。入退場 に専用の IC カードを必要とし、監視カ メラが 24 時間稼動監視。また、委託 業者が預かった原稿類は施錠が出来 るラックに保管。（26、27 年
確保されるべき水準（一例）	評価				
1. 試験問題素材作成会等運營業務 ・試験問題素材作成会、試験問題検討会、 試験問題決定会及び合格者基準等検討会 において使用した資料については、確実に 秘密を保持できる方法により保管されて いること。	適 ・問題作成用と試験問題の原稿整理・ 確認用に外部ネットワークとは遮断した 環境専用セキュリテイルームを設置。 作業データの外部流出を防止。入退場 に専用の IC カードを必要とし、監視カ メラが 24 時間稼動監視。また、委託 業者が預かった原稿類は施錠が出来 るラックに保管。（26、27 年				

		度とも)
	2. 試験の広報媒体作成業務 試験の広報媒体の作成について作成ミスがないこと。	適 専門の文字校正員による校正を実施し、作成ミスはなかった。 (26、27年度とも)
	3. 民間事業者が作成した試験監督要領に基づき、受験者を第一に考えた試験運営を適切に行うこと	適
	・試験時間の過不足がないこと。	試験時間の過不足はなかった。 26年度においては、名古屋会場午前の部において、誤った開始宣言(1件、開始5分前)があったが数秒後に取り消し、会場責任者・副責任者・運営ディレクターの立会いにより正味の試験時間を確保したため、過不足はなかった。
	・不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処を行うこと。	26年度においては、不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処をした(大阪会場において受験中に携帯電話の画面を見ていた受験生に対し注意し、環境省の判断により、失格処分とした)。 27年度は、不正行為の防止に努め、不正行為は認められなかった。
	4. 受験者等からの照会対応業務 受験希望者及び技術管理者証交付希望者等からの問い合わせや苦情等には適切に対応し、対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに環境省に連絡し指示を仰ぐこと。	専用のコールセンターを設置し、適切に対応した。また、そこで対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに環境省に連絡し指示を仰ぐ対応をした。 (26、27年度とも)
民間事業者からの改善提案	○ 試験問題の作成において、専用セキュリテールームを準備。外部ネットワークとは遮断した環境として作業データの外部流出を防止。専用セキュリテールームへの入退場に専用ICカードを必要とし、ルーム内では監視カメラ	

	<p>が 24 時間監視。セキュリティ性を確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試験問題の作成会等で平成 22～26 年の問題から EXCEL ベースのデータベースを新たに作成。正解率、識別値、難易度、類似問題、出題傾向、専門用語等から即時に問題検索可能。</li> <li>○ 試験問題作成において、専門の文字校正員による校正を実施し、前回の問題集を中心に『用語・表現の統一』の資料を毎年作成。受験者に『読みやすい』文章となるよう、年度ごと更新。</li> <li>○ 試験監督者及び試験会場の本部人員に対する研修として、従来の集合研修に加え、新たに「e-ラーニング」を実施。習得状況をチェックの「理解度確認テスト」機能を付与するなど、試験監督業務の理解を深め、スムーズな試験運営に努めた。</li> <li>○ 試験の運営管理において、災害時の対応などを記載した「危機管理マニュアル」を更新。受験者やスタッフの安全確保。</li> <li>○ 試験会場で受験者が座席を確認し易いよう、予め試験会場の机の上に教室番号、受験番号、氏名を 印字したシールを貼付、さらに同シール内に” 解答用紙” 貼付用の受験番号シールも付加。受験者は解答用紙にその受験番号シールを貼ることにより、受験番号のマーク記入負荷、記入ミス率を低減。</li> <li>○ 試験の運営管理において、座席の並び順に「教室別受験者顔写真リスト」を作成し、試験当日の会場での本人確認に活用し、不正受験の防止に努力。</li> <li>○ 試験結果の分析に分析用専用フォーマットを構築し、得点分布・合否ライン一覧、設問別解答一覧・設問別解答傾向等の結果を短期間で算出出来るスキームを活用。過去の年度ごとの受験状況と比較しながら合格基準を検討出来るしくみを確立。</li> <li>○ 当該民間事業者との契約以前（平成 23 年）に発行された技術管理者証の有効期限に誤りがあった（14 件分）ことが本件業務開始後（平成 26 年）に判明したことから、全技術管理者証の有効期限の確認を行うとともに、有効期限を自動算出する専用処理システムの使用と日付の照合作業を実施（なお、平成 23 年当時の同業務の請負事業者は本件民間事業者と同一）。</li> </ul>
--	---

### 3 実施経費 (税抜)

従前経費 ※1	55,233 千円 (平成 24 年度及び平成 25 年度までの平均経費)
実施経費	53,852 千円 (平成 26 年度から平成 28 年度までの平均経費)
増減額	▲1,381 千円
増減率	▲2.5%

以上より、経費の削減効果はあったものと評価できる。

#### 4 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成 26 年度、平成 27 年度の 2 か年とも全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、監視カメラや入退室カードも備えた専用セキュリティルームを設置、問題作成素材用に過去問題のデータベースを作成、試験問題や広報媒体には国家試験の校正経験のある校正員のチェック、試験監督者や本部人員用に e-ラーニング活用、「危機管理マニュアル」のなど民間企業のノウハウや工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、2.5%の経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

#### 5 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期が 1 期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 環境省内に設置している外部有識者等で構成する評価委員会において、事業実施状況のチェックを引き続き受ける予定である。
- ③ 入札において、2 者の応札であり、競争性が確保されていた。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率 2.5%の効果を上げていた。
- ⑥ 次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を継承する見込みである。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ. 1. の基準を満たしており、今期をもって新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えられる。

以上

平成28年5月10日  
環境省水・大気環境局土壤環境課

土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務の実施状況について  
(平成26年度～平成27年度)

1. 対象公共サービスの事業名

土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務

2. 対象公共サービスの内容

土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に基づき、技術管理者になろうとする者に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、環境大臣が実施している。

民間競争入札の対象とする事務としては、試験問題の作成等依頼、受験申請書受付・受験票の送付、試験問題印刷、試験会場設営、試験の監督・運営、技術管理者証送付等である。

3. 対象公共サービスの業務委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日

4. 公共サービス実施民間事業者名

凸版印刷株式会社

5. 受託事業者決定の経緯

土壤汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（2者）から提出された提案書について、環境省内に設置した総合評価提案書審査委員会において必須項目及び加点項目審査を実施したところ、いずれも評価基準を満たしていたため、技術評価点を付与した。

入札価格については、平成26年2月28日に開札した結果、予定価格の範囲内であった2者について入札価格点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と入札価格点の合計点）の最も高い者を落札者とした。

6. 確保すべき公共サービスの質の確保の状況

委託業務	確保すべき対象公共サービスの質	確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況	
		平成26年度	平成27年度
①試験問題素材作成等運営業務	試験問題素材作成会、試験問題検討会、試験問題決定会及び合格者基準等検討会において使用した資料については、確実に秘密を保持できる方法により保管されて	試験問題の作成において、問題作成用と試験問題の原稿整理・確認用の専用セキュリティールームを準備、ルーム内は外部ネットワークとは遮断した環境とし、作業デ	試験問題の作成において、問題作成用と試験問題の原稿整理・確認用の専用セキュリティールームを準備、ルーム内は外部ネットワークとは遮断した環境とし、作業デ

	いること。	一タの外部流出を防止した。専用セキュリティルームへの入退場の際しても専用のICカードを必要とし、ルーム内では監視カメラが24時間稼働し作業状況を随時監視し、セキュリティ性を確保した。また、委託業者が預かった原稿類は施錠が出来るラックに保管した。	一タの外部流出を防止した。専用セキュリティルームへの入退場の際しても専用のICカードを必要とし、ルーム内では監視カメラが24時間稼働し作業状況を随時監視し、セキュリティ性を確保した。また、委託業者が預かった原稿類は施錠が出来るラックに保管した。
②試験の広報媒体作成業務	試験の広報媒体の作成について作成ミスがないこと。	他の国家資格試験の校正をしたことのある経験者を用いて校正を実施し、作成ミスはなかった。	他の国家資格試験の校正をしたことのある経験者を用いて校正を実施し、作成ミスはなかった。
③試験実施要領の作成、配布業務	イ. 試験実施要領の印刷配布開始時点で誤字・脱字等の誤植がないこと。	他の国家資格試験の校正をしたことのある経験者を用いて校正を実施し、配布開始時点での誤字・脱字等の誤植はなかった。	他の国家資格試験の校正をしたことのある経験者を用いて校正を実施し、配布開始時点での誤字・脱字等の誤植はなかった。
	ロ. 試験実施要領の配布配布終了時点で配布漏れがないこと。	配布終了時点で配布漏れはなかった。	配布終了時点で配布漏れはなかった。
④受験申請受付、審査業務	イ. 受験票の発送時点で、受験申請の受付ミスがないこと。	受験票の発送時点で、受験申請（受験申請件数1,710件）の受付ミスはなかった。	受験票の発送時点で、受験申請（受験申請件数1,653件）の受付ミスはなかった。
	ロ. 受験申請の審査 受験票の発送時点で審査ミスがないこと。	受験申請の審査：受験票の発送時点（受験票発送枚数1,710枚）で審査ミスはなかった。	受験申請の審査：受験票の発送時点（受験票発送枚数1,653枚）で審査ミスはなかった。
⑤受験申請データ作成、試験室の割付業務	イ. 受験申請データの作成 受験申請のデータ入力漏れ、誤入力がないこと。なお、受験申請者の個人データについて外部への漏洩がないこと。	受験申請のデータ入力漏れ、誤入力はなかった。なお、受験申請者の個人データについても外部への漏洩はなかった。	受験申請データの作成：受験申請のデータ入力漏れはなかった。受験申請者の個人データについても外部への漏洩はなかった。受験者の受験票に記載した試験室番号に誤りがあった（3会場、74人分）ため各試験会場の運営事務局メンバーが該当者を各誤教室前から正しい試験室に案内した。
	ロ. 試験室の割り付け 試験室の割り付け漏れ、誤入力がないこと。	試験室の割り付け漏れ、誤入力はなかった。	試験室の割り付け漏れ、誤入力はなかった。
⑥受験票等の作成、送付業務	受験票発送の時点で、受験番号、試験会場の情報が漏れがなく記載されており、受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。	受験票発送の時点で、受験番号、試験会場の情報が漏れがなく記載されており、受験票の発送漏れ、誤発送はなかった。	受験票発送の時点で、受験番号、試験会場の情報が漏れがなく記載されており、受験票の発送漏れ、誤発送はなかった。
⑦運営責任者等の確保及び割り付け業務	イ. 運営責任者等試験運営に必要な人員が確保されていること。	適切な人員配置により、運営責任者等試験運営に必要な人員を確保した。	適切な人員配置により、運営責任者等試験運営に必要な人員を確保した。
	ロ. 環境省との連絡体制が整えられていること。	事前に取り決めておいた環境省との連絡体制が整えられていた。	事前に取り決めておいた環境省との連絡体制が整えられていた。
⑧会場準備業務	試験が適切に実施できるよう、試験開始前までに試験会場が準備されていること。	試験が適切に実施できるよう、会場選定から前日準備に至るまで、及び試験開始前までに試験会場に対する準備を行った。	試験が適切に実施できるよう、会場選定から前日準備に至るまで、及び試験開始前までに試験会場に対する準備を行った。

⑨試験監督要領の作成等業務	イ. 試験監督要領を作成し、環境省の承認を受けること。	試験監督要領の作成に当たり、環境省の承認により印刷を行った。	試験監督要領の作成に当たり、環境省の承認により印刷を行った。
	ロ. 運営責任者等に試験監督要領の遵守を徹底するとともに、円滑に試験が実施できるよう措置が講じられていること。	運営責任者等に試験監督要領の遵守を徹底するとともに、円滑に試験が実施できるよう運営マニュアル等の作成及び当該マニュアル遵守による運営を行った。	運営責任者等に試験監督要領の遵守を徹底するとともに、円滑に試験が実施できるよう運営マニュアル等の作成及び当該マニュアル遵守による運営を行った。
⑩試験関係書類の印刷等業務	イ. 試験問題及び解答用紙の印刷ミスがないこと。	試験問題専用ラインによる管理体制により、試験問題及び解答用紙の印刷ミスはなかった。	試験問題専用ラインによる管理体制により、試験問題及び解答用紙の印刷ミスはなかった。
	ロ. 試験問題の漏洩がないこと。	試験問題専用ラインによる管理体制により、試験問題の漏洩はなかった。	試験問題専用ラインによる管理体制により、試験問題の漏洩はなかった。
	ハ. 試験問題及び解答用紙の梱包、配送にミスがないこと。	試験問題専用ラインによる管理体制により、試験問題及び解答用紙の梱包、配送にミスはなかった。	試験問題専用ラインによる管理体制により、試験問題及び解答用紙の梱包、配送にミスはなかった。
⑪試験会場の運営	次に掲げる各項に特に注意を払いつつ、民間事業者が作成した試験監督要領に基づき、受験者を第一に考えた試験運営を適切に行うこと。		
	・試験開始前までに試験問題が漏洩することはないこと。	・試験開始前までに試験問題が漏洩することはないこと。	・試験開始前までに試験問題が漏洩することはないこと。
	・試験時間の過不足がないこと。	・試験時間の過不足はなかった。なお、名古屋会場午前の部において、誤った開始宣言（1件、開始5分前）があったが数秒後に取り消し、会場責任者・副責任者・運営ディレクターの立会いにより正味の試験時間を確保したため、過不足はなかった。	・試験時間の過不足はなかった。
	・不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処を行うこと。	・不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処をした（大阪会場において受験中に携帯電話の画面を見ていた受験生に対し注意し、環境省の判断により、失格処分とした）。	・不正行為の防止に努め、不正行為は認められなかった。
	・正確かつ公平な出欠確認及び本人確認を行うこと。	・座席の並び順に「教室別受験者顔写真リスト」を作成することにより、試験当日の会場での本人確認に活用し、正確かつ公平な出欠確認及び本人確認を行った。	・座席の並び順に「教室別受験者顔写真リスト」を作成することにより、試験当日の会場での本人確認に活用し、正確かつ公平な出欠確認及び本人確認を行った。
	・回収した解答用紙への加筆及び訂正を行わないこと。	・全ての解答用紙を回収し、回収した解答用紙への加筆及び訂正はなかった。	・全ての解答用紙を回収し、回収した解答用紙への加筆及び訂正はなかった。
⑫試験の採点業務	イ. 読み取り漏れ、誤入力 個々の解答内容についてのデータの読み取り漏れ、誤入力がないこと。	個々の解答内容についてのデータの読み取り漏れ、誤入力はなかった。	個々の解答内容についてのデータの読み取り漏れ、誤入力はなかった。

	ロ. 外部漏洩 解答の内容について外部への漏洩がないこと。	解答の内容について外部への漏洩はなかった。	解答の内容について外部への漏洩はなかった。
⑬合格通知等作成業務	イ. 合格者等データの作成漏れ、入力ミス 合格者等のデータについて、作成の漏れ、入力ミスがないこと。	合格者等のデータについて、作成の漏れ、入力ミスはなかった。	合格者等のデータについて、作成の漏れ、入力ミスはなかった。
	ロ. 合格者等データの外部漏洩 合格者等データについて、外部への漏洩がないこと。	合格者等データについて、外部への漏洩はなかった。	合格者等データについて、外部への漏洩はなかった。
	ハ. 合格証書の作成漏れ 合格証書の作成漏れ、作成ミスがないこと。	合格証書の作成漏れ、作成ミスはなかった。	合格証書の作成漏れ、作成ミスはなかった。
⑭合格者発表業務	合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく合格証書を発送し、不合格者には不合格通知を発送し誤発送がないこと。	合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく合格証書（合格証書発送数：105枚）を発送し、不合格者には不合格通知（不合格通知発送数：1,248枚）を発送し誤発送はなかった。	合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく合格証書（合格証書発送数：181枚）を発送し、不合格者には不合格通知（不合格通知発送数：1,140枚）を発送し誤発送はなかった。
⑮技術管理者証交付要領の発送業務	合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく技術管理者証交付要領を発送し、誤配送がないこと。	合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく技術管理者証交付要領を発送し、誤配送はなかった。	合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく技術管理者証交付要領を発送し、誤配送はなかった。
⑯技術管理者証作成業務	イ. 技術管理者証交付者データの作成漏れ、入力ミス 技術管理者証交付者のデータについて、作成の漏れ、入力ミスがないこと。	技術管理者証交付者のデータについて、作成の漏れ、入力ミスはなかった。	技術管理者証交付者のデータについて、作成の漏れ、入力ミスはなかった。
	ロ. 技術管理者証交付者データの外部漏洩 技術管理者証交付者データについて、外部への漏洩がないこと。	技術管理者証交付者データについて、外部への漏洩はなかった。	技術管理者証交付者データについて、外部への漏洩はなかった。
	ハ. 技術管理者証の作成漏れ 技術管理者証の作成漏れ、作成ミスがないこと。	技術管理者証の作成漏れ、作成ミスはなかった。	技術管理者証の作成漏れ、作成ミスはなかった。
⑰技術管理者証発送業務	技術管理者証交付対象者に対して漏れなく技術管理者証を発送し、誤配送がないこと。	技術管理者証交付対象者（対象者308名）に対して漏れなく技術管理者証を発送し、誤配送はなかった。	技術管理者証交付対象者（対象者102名）に対して漏れなく技術管理者証を発送し、誤配送はなかった。
⑱受験者等からの照会対応業務	受験希望者及び技術管理者証交付希望者等からの問い合わせや苦情等には適切に対応し、対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに環境省に連絡し指示を仰ぐこと。	専用のコールセンターを設置し、適切に対応し、対応できない問い合わせは速やかに環境省に連絡し指示を仰ぐ対応をした。（入電件数308件。合格発表後の問い合わせ、受験申請書の記載方法に関する問い合わせが半数以上を占める。）	専用のコールセンターを設置し、適切に対応し、対応できない問い合わせは速やかに環境省に連絡し指示を仰ぐ対応をした。（入電件数352件。合格発表後の問い合わせ、受験申請書の記載方法に関する問い合わせが半数以上を占める。）
⑲試験会場の選定	当年度試験実施業務において、試験会場の問題点や使用状況を踏まえ、次年度の試験会場として適切な会場を選定すること。	当年度試験実施業務において、試験会場の問題点や使用状況を踏まえ、次年度の試験会場として適切な会場を選定した。	当年度試験実施業務において、試験会場の問題点や使用状況を踏まえ、次年度の試験会場として適切な会場を選定した。



⑩その他	イ. スケジュールの遵守 民間事業者は、実施要項5. (2)②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。	民間事業者は、実施要項5. (2)②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行った。	民間事業者は、実施要項5. (2)②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行った。
	ロ. 試験会場周辺への配慮等 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルを防止すること。	近隣への迷惑駐車・渋滞対策として、自家用車やバイク等の来場不可の告知、誘導スタッフによる巡視や注意喚起を行い、試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止に努めた結果、特に問題はなかった。	近隣への迷惑駐車・渋滞対策として、自家用車やバイク等の来場不可の告知、誘導スタッフによる巡視や注意喚起を行い、試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止に努めた結果、特に問題はなかった。

## 7. 民間事業者からの提案による改善実施事項

- ① 試験問題の作成において、問題作成用と試験問題の原稿整理・確認用の専用セキュリティルームを準備し、外部ネットワークとは遮断した環境として作業データの外部流出を防止した。専用セキュリティルームへの入退場に際しては専用ICカードを必要とし、ルーム内では監視カメラが24時間監視し、セキュリティ性を確保した。
- ② 試験問題の作成において、作成会等で問題内容を検討する際の参考とするため、平成22～26年の問題からEXCELベースのデータベースを新たに作成し、正解率、識別値、難易度、類似問題、出題傾向、専門用語等から即時に問題検索が可能な検討材料として活用した。
- ③ 試験問題作成においては、他の国家資格試験の校正をしたことのある経験者を用いて校正を実施し、前回の問題集を中心に「用語・表現の統一」の資料を毎年作成し、受験者に読みやすい文章となるよう、年度ごとに見直して更新した。
- ④ 試験監督者及び試験会場の本部人員に対する研修として、従来の集合研修に加え、新たに「e-ラーニング」を実施し、研修内容の習得状況をチェックするための「理解度確認テスト」機能を付与するなど、試験監督業務の理解を深め、スムーズな試験運営に努めた。
- ⑤ 試験の運営管理において、災害時の対応などを記載した「危機管理マニュアル」を更新し、受験者やスタッフの安全確保に努めた。
- ⑥ 試験の運営管理において、受験者が座席を確認し易いよう、予め試験会場の机上に教室番号、受験番号、氏名を印字したシールを貼付、さらに同シール内に「解答用紙」貼付用の受験番号シールも付加し、受験者は解答用紙にその受験番号シールを貼ることにより、受験番号のマーク記入負荷、記入ミス率を低減させている。
- ⑦ 試験の運営管理において、座席の並び順に「教室別受験者顔写真リスト」を作成することにより、試験当日の会場での本人確認に活用し、不正受験の防止に努めている。
- ⑧ 試験結果の分析において、分析用専用フォーマットを構築し、得点分布・合否ライン一覧、設問別解答一覧・設問別解答傾向等の結果を短期間で算出出来るスキームを活用し、過去の年度ごとの受験状況と比較しながら合格基準を検討出来るしくみを確立した。
- ⑨ 当該公共サービス実施民間事業者との契約以前(平成23年)に発行された技術管理者証の有効期限に誤りがあった(14件分)ことが本件業務開始後(平成26年)に判明したこと

から、全技術管理者証の有効期限の確認を行うとともに、有効期限を自動算出する専用処理システムの使用と日付の照合作業を実施することとした(なお、平成23年当時の同業務の請負事業者は本件公共サービス実施民間事業者と同一)。

## 8. 実施経費の状況及び評価

民間競争入札による業務委託経費を従来の実施経費(平成25年度実績。消費税抜き、以下同じ)と比較したところ、各年度で経費が1,380,820円、2年間で2,761,640円の減額となり、経費の削減がなされた。

また、請負業者からの提案によりサービスの質が向上したことや、単年度契約を複数年契約にまとめたことによる環境省担当者の事務軽減につながったことは評価できる。

(単位：円、消費税抜き)

	平成26年度	平成27年度	2年間合計
民間事業者実施経費【A】	53,852,230	53,852,230	107,704,460
従来経費(H25実績)【B】	55,233,050	55,233,050	110,466,100
差額【A-B】	▲1,380,820	▲1,380,820	▲2,761,640

※ 請負契約金額の単年度当たりで比較

## 9. 平成29年度以降の民間競争入札の実施方針

上記「6. 確保すべき公共サービスの質の確保の状況」から「8. 実施経費の状況及び評価」のとおり、この事業の民間競争入札については、必要な公共サービスの質を確保しつつ経費の削減ができたと認められる。

よって、平成29年度以降も同課において引き続き民間競争入札を継続(平成29年4月1日～平成32年3月31日)することとしたい。

## 10. 評価のまとめ

民間競争入札導入後は、経費の削減の他に、企画内容等を始めとした民間事業者のノウハウを生かしたサービスが提供され、また、試験問題の事前漏洩などもなく試験も無事実施することができた。

これらのことを考慮して総合的に判断すると、本業務については、良好に実施されたと一定の評価をすることができる。また、当省に設置された評価委員会においても、当該事業が的確に遂行されたものと考えている旨の意見を得ている。

このため、本契約の最終年度となる平成28年度においても、請負業者からの新たな創意工夫を生かしながら、請負業者との間でより綿密な連絡協議を通じて、いっそう円滑な業務の遂行を図りたい。

なお、本事業は、市場化テストを導入して2年が経過したが、引き続き民間事業者の新規参入による実施経費の動向等を把握する必要もあるので、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を継続することとしたい。